

「働き方改革」一括法と裁量労働制の拡大に反対し、 労働法制の抜本改正を要求する決議

1 残業代ゼロ・過労死激増・格差固定化・無権利労働拡大の「働き方改革」一括法

安倍政権の与党の自民・公明両党は、日本維新の会、希望の党などの賛成で、2018年6月29日、参議院本会議で、「働き方改革」一括法の成立を強行した。

労働基準法「改正」により創設された高度プロフェッショナル制度は、一部の労働者について、労働基準法第4章の「労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金」に関する規定を一切適用せず、残業代をゼロにし、超長時間労働を可能にする「残業代ゼロ・過労死激増」法である。

労働基準法「改正」により設けられた残業時間の上限は、時間外労働と休日労働をあわせて、「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」という長大なものになっている。これは、厚生労働省の過労死認定基準が定める「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に1か月当たりおおむね80時間」との過労死ラインの残業を許容するものにほかならず、「過労死合法化」法と言わなければならない。

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「改正」後の労働者派遣法は、基本給、賞与その他の待遇の相違の不合理性の考慮要素に「職務の内容及び配置の変更の範囲」（いわゆる「人材活用の仕組み」）を残し、通常の労働者（正社員）と派遣・パート・有期労働者の間の格差を固定化するものとなっている。

これまでの雇用対策法を大きく改変した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」は、「国の施策」に「多様な就業形態の普及」を追加し、非正規雇用の拡大や雇用の請負委託化を促進し、無権利労働を拡大するものとなっている。

2 ただ働きと過労死を増大させる裁量労働制の拡大

他方、安倍内閣は、労働時間データのねつ造や異常値の発覚及び労働者、国民の反対の声の広がりにより、「働き方改革」一括法案のうちの「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」の削除に追い込まれた。にもかかわらず、安倍内閣は、2018年9月20日、第1回「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」を開催し、再度、裁量労働制の対象業務の拡大を図ろうとしている。

しかしながら、裁量労働制については、2018年9月27日、三菱電機

で、裁量労働制を適用された3人の労働者が精神疾患や脳疾患を発症し、2014～2017年に労災認定された（うち1名は過労自殺である）ことが報じられている。三菱電機は、2018年3月に、裁量労働制を全廃したとのことであるが、裁量労働制では、労働時間の管理ができず、労働者の命と健康を守ることができないことを自認したものというべきである。三菱電機の裁量労働制の実態に照らし合わせてみても、裁量労働制の対象業務の拡大など、とうてい認められない。

裁量労働制はただ働きと過労死を増大させるものであり、対象業務の拡大など、およそ許されない。

3 労働法制を抜本改正し、働くルールの確立を！！

「働き方改革」一括法と裁量労働制の拡大は、残業代不払いと過労死を促進し、正社員と非正規労働者間の格差を固定化し、正社員の非正規労働者や請負委託への置き換えを促進し、無権利労働を拡大する法律であり、とうてい認めることはできない。

今、求められていることは、①「高度プロフェッショナル制度の即時廃止」、②「時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等とすること」、③「始業後24時間を経過するまでに11時間以上の連続した休息時間を付与する勤務間インターバル制度の創設」、④「企画業務型の廃止など、裁量労働制の対象業務の限定」、⑤「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び労働者派遣法の基本給、賞与その他の待遇の相違の不合理性の考慮要素から『職務の内容及び配置の変更の範囲』を削除し、『同一価値の労働に従事する労働者に対しては、同一の賃金を支払うことが原則であること』を明記すること」、⑥「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の『国の施策』から『多様な就業形態の普及』を削除すること」など、労働法制を抜本改正し、人間らしく働くルールを確立することである。

自由法曹団は、「働き方改革」一括法と裁量労働制の拡大に反対し、労働法制を抜本改正し、働くルールを確立するため、全力をあげて奮闘する決意である。

2018年10月22日

自由法曹団 福岡・八幡総会